

令和6年4月1日から、不動産の 相続登記の申請が義務化



正当な理由がないのに義務に違反した場合、過料の対象になります。

されます

不動産を取得した相続人に対して、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。これは、既に発生している相続も対象となります。

また、令和7年3月31日までの間、一定の条件を満たす土地は、相続登記の登録免許税が免除されます。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

鳥取県司法書士会 | 鳥取地方法務局 | 鳥取県土地家屋調査士会

◎相続登記は「司法書士」に、

◎未登記建物の登記は「土地家屋調査士」に依頼することができます

登記についての相談・手続案内(お問合せ先)

☆鳥取県司法書士会 0857-24-7013

※相談専用電話 0857-27-4165(平日13時~16時)
当番司法書士が、無料で相談にお答えします。

☆鳥取県土地家屋調査士会 0857-22-7038

☆鳥取地方法務局 0857-22-2293

☆鳥取地方法務局米子支局 0859-22-6162

※法務局の手続案内は、予約制・20分以内



相続登記申請は
お早めに!!!



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」